

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 広島県央商工会地域の自然条件

(地 勢)

広島県央商工会の担当地区（以下「当地区」という。）は、広島県の中央部に位置する東広島市の、中心部から北東部にかけての地域である。なお、東広島市は、西側で広島市、安芸郡熊野町、東側で三原市、世羅郡世羅町、南側で呉市、竹原市、豊田郡大崎上島町、北側で三次市、安芸高田市の6市3町と隣接している。

当地区は、地勢及び気候で大きく2つに分けることができる。1つ目は、福富地区・豊栄地区であり、本市の北部に位置し、地域を南北に縦断する国道375号線に沿って古くから地域の中心となってきた市街地や集落が形成され、周囲を山林に取り囲まれた田園風景の中に集落が点在し、豊かな自然環境の中で主に農業や体験型の農園及び牧場などが営まれている。

2つ目は、河内地区であり、本市の東部に位置し、広島空港や山陽自動車道など、陸・空の広域・高速交通へのアクセスに恵まれた地域である。沼田川とその支流沿いに広がる平地部や北部地域には集落が点在し、豊かな田園風景が広がっているほか、丘陵地の広がる南部地域では、交通の利便性を活かした複数の工業団地や、大規模な住宅団地などが整備されている。

(気 候)

当地区の北部にある福富・豊栄地区は、瀬戸内海の沿岸部に比べると、冬季は気温が低く、夏季は夜間が比較的冷涼で日較差（1日の最高気温と最低気温の差）が大きい内陸性の特性を有している。一昔前は、道路等に積雪することが頻繁にあったが、この数年は地球温暖化の影響もあってか、積雪することがほとんどなくなっている。

河内地区は積雪が少なく、福富・豊栄地区に比べて温かく、積雪する日がほとんどない。

(2) 東広島市の地域災害リスク

(洪水：洪水ポータルひろしま・ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び東広島市の「ハザードマップ」によると、沼田川・入野川流域において、広い範囲で浸水が予想されており注意が必要である。

(土砂災害：土砂災害ポータルひろしま・ハザードマップ)

当地区のうち、福富地区・豊栄地区・河内地区は、周りを山々に囲まれており、広島県の「土砂災害ポータルひろしま」及び東広島市の「ハザードマップ」によると、土砂災害警戒区域・特別警戒区域も点在するエリアとなっている。

(地 震)

国の地震調査研究推進本部の地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は時間の経過とともに高くなっており、今後30年以内にM8～M9クラスの地震が70%程度の確率で発生すると予想されている。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震においては、M6.7～M7.4クラスの地震が30年以内に40%程度の確率で発生すると予測されており注意が必要である。

(ため池)

当地区には、豪雨時や地震によって決壊する恐れのあるため池が多数存在しており、注意が必要である。

(その他)

平成30年7月の西日本豪雨災害では、当地区においても、広い範囲で浸水や多数の土石流が発生し、多大な被害を受けた。

【防災関連サイト（参考資料）】

◆東広島市ハザードマップ・地震防災マップ

https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/material/files/group/5/hmap_mihiraki.pdf

◆ ひがしひろしまっぷ

<https://www.sonicweb-asp.jp/higashihiroshima/>

◆ 洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

◆ 土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

◆ 広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/1181640340970.html>

◆ 広島県 ため池まっぷ

<https://www2.wagmap.jp/pref-hiroshima/Portal>

(3) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 426 名
- ・ 小規模事業者数 411 名 (H26 経済センサスより算出)

【 内 訳 】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	112	108	町内に広く分散している
	製造業	70	67	町内に広く分散している 工業団地(河内)
	卸売業	8	8	町内に広く分散している
	小売業	111	107	町内に広く分散している
	飲食業	29	29	町内に広く分散している
	サービス業	64	61	町内に広く分散している
	その他	32	31	
	合計	426	411	

(4) これまでの取組

1) 当市の取組状況

- ・ 地域防災計画の策定
災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、地域防災計画(基本編・震災対策編)を策定している。計画は随時修正している。
- ・ 防災訓練等の実施
総合防災訓練及び災害図上訓練の実施
全国一斉 J アラート情報伝達訓練・緊急速報訓練の実施。
- ・ ハザードマップ等の作成、配布
東広島市ハザードマップ・地震防災マップを平成 29 年 3 月に作成。市役所危機管理課もしくは各支所・出張所で配布。また、市のホームページよりダウンロードができる。
- ・ 災害協定の締結
県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応することとしている。
また、専門的知識、施設を有する民間事業者との協定締結により官民一体で災害に対応できる体制を構築している。
- ・ 地域防災リーダーの育成
地域防災リーダー養成講座を開講し、地域防災リーダーの育成を行っている。
- ・ 防災備品の備蓄
飲料水、食料、毛布、などの物資を、市内各地域の防災倉庫及び指定避難所等に分散備蓄を行っている。

2) 当会の取組状況

- ・ 当商工会の事業継続計画(BCP)の策定 (令和 2 年 1 2 月 7 日 理事会承認)
- ・ 商工会災害情報報告システムの活用
- ・ LINEWORKS(非常時連絡網)の活用
- ・ 防災マップ及び関連情報の発行、配布(新聞折込)

Ⅱ 課 題

(1) 商工会内部に関すること

当会のBCPマニュアルはできているものの、災害リスクの認識（本所・北部会館、職員の住所、通勤経路等）や指揮命令系統が認識されておらず、災害時の具体的な体制や運用（訓練）ができていない。役員及び職員への周知徹底・運用が不十分である。

- ・災害発生後に必要になる書類や手続の資料（保険・融資・補助金等）が分かるようにまとめられていない。
- ・保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員等の職員が限定されている。
- ・災害に備えた備蓄・設備が整っていない。（本所・北部会館）
- ・商工会ホームページを活用した防災情報の提供ができていない。
- ・町内全域（3地区ごとの）の避難所（町指定）、市が出す警戒レベルの表示や防災関連情報（行政機関・警察機関・消防機関・医療機関）、避難グッズリスト、避難グッズ販売店をまとめたチラシを商業部会・工業建設部会で作成の上、新聞折込で配布したが、最新のハザードマップが掲載できていない。（東広島市が令和3年又は令和4年に作成の見込み）

(2) 中小・小規模事業者に関すること

- ・事業者BCPに関する意識が低い。
- ・事業者のBCP策定が進んでいない。
- ・事業者の保険の加入状況が把握できていない。
- ・事業者の緊急時の連絡先が把握できていない。

Ⅲ 目 標

- ・地区内事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会・当市の間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。
- ・事業所BCPの作成支援を行う。

【成果目標】

業 種		BCP 作成事業者数 （策定済・更新も含む）					
		1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	合 計
商 工 業 者	建設業	1	0	1	1	1	4
	製造業	0	1	1	1	1	4
	小売業	0	1	1	1	1	4
	サービス・その他	2	1	0	1	1	5
	合計	3	3	3	4	4	17

※成果目標は、1年目から3年目までは経営発達支援計画の目標に合わせた。4年目・5年目については各業種から1事業者の4事業者を目標とする。

※住民生活や他の事業者の事業活動の復旧を助ける事業者に対して、特に早急な取り組みを支援する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と行政の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

なお、関係期間等の役割分担及び項目ごとの実施計画は、下記の表に記載のとおりである。

〈1. 事前の対策〉

発生時の混乱をさけるため、災害リスクの周知や防災意識の醸成を行う。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・取組や対策の実施状況を把握するために、災害リスクに関するアンケート調査を令和3年度、5年度に実施する。
- ・各地区役員・総代懇談会の開催、防災マップ（令和4年作成、令和6年更新）を発行して地域別リスクの周知や会報及び市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添のとおり）。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）東広島市県央事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・役職員に対して当会のBCPマニュアルの確認と運用を図り、各地区役員との連携体制を構築する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8～9の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

【役割分担】

広島県央商工会	・商工会内部に関する対策 ・中小・小規模事業者の災害リスクの周知活動 ・中小・小規模事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援 ・中小・小規模事業者への情報提供 ・関係団体との連携
東広島市（危機管理課）	・災害リスクの情報提供 ・防災・安全お知らせメールの登録促進
東広島市（産業振興課）	・中小・小規模事業者（会員外）への情報提供

項目	取組内容	R3	R4	R5	R6	R7
① 商工会内部に関する対策	役職員に対して当会のBCPマニュアルの確認と運用 (避難所・自宅・家族・職場・通勤経路の災害リスクの確認)	○	○	○	○	○
	各地区役員との連携体制の構築	○	○	○	○	○
	災害リスクの確認 (マップ作成・更新)		○		○	
	当該計画に係る訓練の実施	○	○	○	○	○
	損害保険内容の勉強会	○	○	○	○	○
	備蓄品の整備	○	○	○	○	○
② 中小・小規模事業者への災害リスクの周知活動	災害リスクに関するアンケート調査実施	○		○		
	各地区役員・総代懇談会での地域別リスクの周知	○	○	○	○	○
	商工会報への掲載・配布 (災害リスク周知と事業活動への影響)	○	○	○	○	○
	セミナー等の情報提供	○	○	○	○	○
	セミナー (リスク周知) の開催	○	○	○	○	○
	東広島市防災情報等メール配信サービス登録の推進	○	○	○	○	○
	商工会災害情報報告システムの推進 (会員)	○	○	○	○	○
③ 中小・小規模事業者への事業継続計画 (BCP) の策定支援	計画策定に係る情報提供 (セミナー・広報など)	○	○	○	○	○
	専門家によるセミナー開催	○	○	○	○	○
	専門家による個別支援	○	○	○	○	○
	支援先フォローアップ (策定確認等)	○	○	○	○	○
	損保会社と連携した損害保険への加入促進	○	○	○	○	○
	東広島市防災情報等メール配信サービスの普及	○	○	○	○	○
	商工会災害情報報告システムの普及 (会員)	○	○	○	○	○

〈2. 発災後の対策〉

職員の安否確認を職員安否確認報告システム (LINEWORKS) によって行い (発災後 2 時間以内)、業務従事の可否確認後、当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、被害状況を把握し、関係機関に連絡する。役割分担は次のとおり。

【役割分担】

広島県央商工会	・ 中小・小規模事業者 (会員) の被害状況確認 ・ 被災事業者の相談、支援要望 ・ 東広島市 (産業振興課) との連絡調整
東広島市 (危機管理課)	・ 災害対策本部の設置 (事務局)
東広島市 (産業振興課)	・ 災害対策本部の動員 ・ 中小・小規模事業者 (会員外)、工業団地の被害状況の把握 ・ 被災事業者に対する支援の情報収集及び情報提供 ・ 商工会との連絡調整

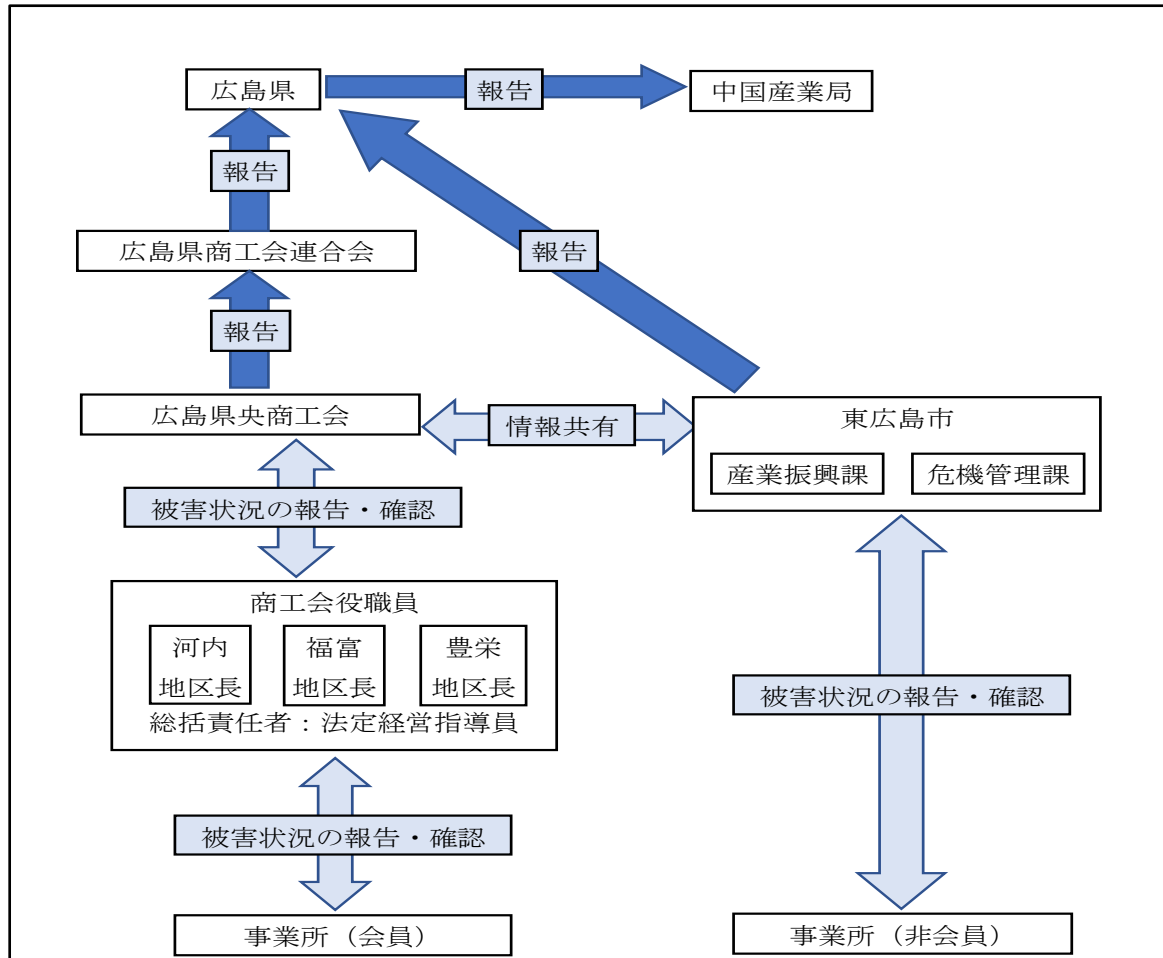
※1 各地区の被害状況の把握は各地区商工会役員との連絡による。

※2 商工会員用商工会災害情報報告システムや中小・小規模事業者への巡回・聞き取りにより被害状況を把握する。情報共有や報告をスムーズに行うため、報告書様式を統一する。

〈3. 発災後における指示命令系統・連絡体制〉

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容を決定する。
- ・ 当会と東広島市は被害状況の確認方法や被害額 (合計、建物、設備、商品等) の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、東広島市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。

- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回情報共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する ※状況・内容に応じて、間隔を問わず随時情報共有する

〈4. 応急対策時における地区内小規模事業者に対する支援〉

被災事業者に対し、速やかな復旧を支援するため、次の事業に取り組む。

【役割分担】

広島県中央商工会	・相談窓口の設置について東広島市と協議する。当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。 ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。 ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、東広島市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。 ・被災事業者（会員）に対する相談、支援 ・東広島市（産業振興課）との連絡調整
東広島市 （産業振興課）	・被災事業者（会員外）に対する相談、支援 ・被災事業者に対する金融支援等の窓口（国・県融資） ・商工会との連絡調整

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・東広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、補助金、融資・保険金の請求手続きにおける支援など被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市町、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。
- ・その他必要な支援

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①広島県央商工会 本所

〒739-2201 東広島市河内町中河内 1235-2

TEL : 082-437-0180 FAX : 082-437-0250

e-mail: kenoh@hint.or.jp

① 東広島市役所 産業振興課

〒739- 東広島市西条栄町 8-29

TEL : 082-420-0921 FAX : 082-422-5805

e-mail: hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	800,000	700,000	800,000	800,000	750,000
・マップ・チラシ作成	100,000	150,000	100,000	150,000	100,000
・アンケートの実施、集計	100,000	0	100,000	0	0
・セミナー（啓蒙）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
・セミナー（策定支援）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
・専門家派遣	350,000	350,000	350,000	450,000	450,000
・資料作成費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
・郵送費 他	100,000	50,000	100,000	50,000	50,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、市補助金、県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
1. あいおいニッセイ同和損害保険 広島支店 支店長 横山 功 …広島市国泰寺 1-8-13 広島 TY ビル 9F 082-243-6893		
2. 広島県共済 理事長 林恵介 …広島市中区竹屋町 4-17 082-243-2221		
3. 広島県商工会連合会 会長 平田圭司 …広島市中区大手町 3-3-27 082-247-0221		
連携して実施する事業の内容		
1. 計画の策定と推進		
2. 災害時の被害報告		
3. 普及啓発、保険内容講習会		
4. 計画策定時の保険の推進		
5. 保険請求時の早急な対応		
6. 補助金申請に係る支援		
連携して事業を実施する者の役割		
1. あいおいニッセイ同和損害保険 広島支店 支店長 … (3、4、5)		
2. 広島県共済 理事長 林恵介 … (3、4、5)		
3. 広島県商工会連合会 会長 平田圭司 … (1、2、5、6)		
連携体制図等		
別表 2 (1) 実施体制図参照		